

指定通所介護事業

重要事項説明書

りんどうデイサービスセンター国府

エイチ・ビーアンドシー株式会社

1 事業所の概要

事業所名	りんどうデイサービスセンター国府		
所在地	神奈川県中郡大磯町国府本郷1199	電話	0463-71-3445
提供サービス及び 介護保険事業所番号	指定通所介護事業 1471300564	管理者氏名	津上 真樹
提供地域	大磯町全域、二宮町全域		
併設サービス			

2 事業の目的及び運営の方針

目的	エイチビーアンドシー株式会社が開設する りんどうデイサービスセンター国府（以下「事業所」という）が行う通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従業者」という）が要介護状態または総合事業対象者にある高齢者に対し、介護保険法令・県条例の趣旨に従うと共に適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。
方針	事業の実施に当たっては、要介護者となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の必要な援助を行う。また、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2. 事業の実施に当たっては、その状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日も営業）	営業時間	8:30～17:30
-----	-----------------	------	------------

4 サービス提供日及び提供時間

提供日	平 日	土曜日	祝祭日	日曜日、年末年始(12/31～1/3)はお休み。
提供時間	9:35～16:35	9:35～16:35	9:35～16:35	

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先： 0463-71-3445

5 単位数及び定員

単位数	1	定員	43名
-----	---	----	-----

6 サービス内容

食事	利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
入浴	入浴又は清拭を行います。 身体的な状況により機械浴での入浴も可能です。
排泄介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
レクリエーション	利用者の生活面での指導・援助を行い、各種レクリエーションを実施します。
機能訓練	個別計画を立て指導員の指示により行います。
健康チェック	看護師により血圧測定等、利用者の健康状態の把握を行います。
相談援助	利用者及びご家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。

7 利用者負担金

利用料金負担金は別添料金一覧表をご参照ください。

料金の詳細はケアマネジャーの提示する利用票をご参照ください。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦利用料(10割)を支払い、その後市町村から保険給付分(9割又は8割又は7割)の払い戻しを受けます。

介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。

前項のほか、次に掲げるその他の費用を徴収します。詳細は別添の料金表のとおり。

- (1) その他の費用 ① 食費（おやつ代含む） ② おむつ代 ③ キャンセル料(食事・おやつ代)
- (2) 月の利用料金は、自動口座引き落としにてお支払い頂きますようお願いします。
但し、やむを得ない事情がある場合には、他の方法での支払も可能ですのでご相談下さい。

8 従業者の勤務体制

1単位

職種	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
員数	1名以上	2名以上	6.6名以上 (常勤換算)	2名以上

9 通常の事業の実施地域

(1) 大磯町全域、二宮町全域

(2) ご利用日の送迎時間は事前にお伝えいたします。

送迎時間は突発的な事由により、若干予定時刻が前後してしまうことがあります。

10 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 体調によってはサービスを中止していただく場合があります
- (2) 火気の取扱いは、禁止とさせていただきます
- (3) 設備・備品のご利用時は、丁寧に扱っていただきます
- (4) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止とさせていただきます
- (5) 他者への迷惑行為は行わないでください

11 緊急時等における対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

12 記録について

下記通所介護の提供に関する記録等を整備し、その完結から5年間保存をします。

- (1) 通所介護計画書
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談・ハラスマント等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- (6) 従業者、設備、備品及び会計に関する記録

13 相談窓口、苦情・ハラスメント対応

(1) サービスに関する相談や苦情・ハラスメントについては、次の窓口で対応いたします。

当社お客様 相談窓口	電話番号	0463-71-3445
	Fax番号	0463-71-4561
	担当(管理者)	津上 真樹
	対応時間(月～金)	8:30～17:30

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	電話番号	受付時間
大磯町(福祉課)	0463-61-4100	8:30～17:15
二宮町(高齢介護課)	0463-71-5348	8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護保険課 介護苦情相談係)	045-329-3447	8:30～17:15

※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く

14 従業員の研修

事業所は職員の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)認知症介護基礎研修(医療・福祉関係の資格を有さない職員に対して義務付け)採用後1ヶ月以内

(3)継続研修 年1回

15 非常災害対策

消防計画にのっとり対応を行ないます。年2回、施設としての避難訓練を行ないます。

16 衛生管理

(1)指定通所介護事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2)指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(3)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(4)従業員の健康診断を一年毎に一回以上義務付けるものとします。

17 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1)事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の次号に掲げる措置を講じます。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行なうことが出来るものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(3)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(4)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(5)感染症の予防及びまん延の防止のための適切に実施するための担当者を設置します。

18 事故発生時の対応

サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、すみやかに利用者の状態を確認し、必要に応じて主治医・医療機関への連絡を行います。その後、ご家族への連絡を行います。

19 秘密保持、従業者在職中及び退職後の措置

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じます。
- (2) 従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を漏らしてはならない。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨、従業者との雇用契約の内容とする
- (4) 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合にはあらかじめ文書により同意（署名）を得ることとする。

20 身体的拘束等の適正化

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ないません。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行なう場合については次号に掲げます。

- (1) 身体的拘束等を行なう場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

21 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的に実施します。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に事業所の従業者又は擁護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

22 ハラスメント対策の強化

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。（なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない）

23 業務継続計画（BCP）の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

24 当法人の概要

法人の名称	エイチ・ビーアンドシー株式会社
代表者名	代表取締役 脇 靖男
所在地	東京都中央区明石町11-15
業務の概要	介護保険関連業務（居宅介護支援、訪問看護、訪問介護、福祉用具貸与、福祉用具販売、通所介護、住宅改修、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等）、介護用品販売、衛生材料販売、医療機器販売、医療機器貸与、健康美容商品製造販売等、有料老人ホーム、教育研修事業

年　　月　　日

重要事項について文書を交付し、説明しました。

(事業者) エイチ・ビーアンドシー株式会社

(事業所) りんどうデイサービスセンター国府

管理者 津上 真樹

年　　月　　日

私は、重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) 氏名

(代筆者) 氏名

〈続柄〉

(代理人又は立会人) 氏名

〈続柄〉